

平成 19 年度第 4 回太子町行財政審議会議事録

日 時 : 平成 20 年 1 月 16 日午後 1 時 30 分～

場 所 : 太子町役場 2 階 委員会室

第4回 太子町行財政審議会 議事録

1 審議会の日時及び場所

日時 平成20年1月16日(水)
開会 午後1時30分
閉会 午後3時30分
場所 太子町役場 2階 委員会室

2 審議事項

太子町新行政改革大綱(第4次)及び同実施計画について

3 委員の出席・欠席

出席委員：森澤 榮彦 児嶋 正文 山本 俊博 富岡 敏明
上田 裕彦 森川ちか子 門田 善二 伊藤 祐子
伊藤 道司

欠席委員：なし

4 事務局

総務部長 佐々木正人 総務課長 堀 恭一
総務課係長 大谷 員代 総務課主査 蔵屋 一彦

5 傍聴者 2名

6 審議経過及び結果

別紙にて記載する。

1 開 会

2 町長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議事録署名委員の指名

会長が富岡敏明委員と上田裕彦委員を指名

5 町長より諮問

6 審議「太子町新行政改革大綱(第4次)及び同実施計画」について

事務局 会長 「太子町新行政改革大綱(第4次)及び同実施計画」について説明事務局の説明に続き審議に入ります。大綱と実施計画を分けて意見を出していただきたいと思います。まず、大綱についての意見をお願いします。

森澤委員 事務局 審議会の時間的な予定はどのようになっていますか。
本日のご意見を踏まえまして、新たな資料が必要であれば次回までに用意させていただき、審議状況にもよりますが、2回～3回を予定しています。20年4月からの計画ですので、2月中にご審議していただきました後、内部調整を行い、3月中には公表できるように考えています。

森澤委員 17・18年度の2カ年で6億の効果を得られているのに、財政シミュレーションで年平均2億4千万の収支不足との説明でした。現在の積立金の額は分かりませんが、それを取り崩していくとすれば、いつまで維持できると考えられますか。

また、そのマイナス収支の予想に対して、第4次の改革案で17・18年度のように効果額が期待できる項目がありますか。どの程度、財政的に絞ったらいいかということとも関係しますので、見通しを教えてください。

事務局 第3次行革の17・18年度の取組では、計画の見込額より1億程度効果額が上回ったという説明をさせていただきましたが、この上回った状態で現在の行財政運営が何とか行えているという状況です。

今後の見通しとしましては、国の三位一体改革や基盤整備による起債償還ピークが平成23～24年頃に迎えることなどを考慮して、財政シミュレーションを行いますと表のとおりとなります。ただし、例えば住民サービスを取捨選択して現状より引き下げたり、総合計画の実施計画による事業計画を先送りしたりすれば、財政シミュレーション

の収支不足幅は変わってくると思いますが、現状のサービス水準を維持するという前提に立つとこのような数字になります。

また、三位一体改革により、この1年間で約1~2億円の歳入が減少するという影響を受けていますが、これも踏まえての財政シミュレーションですので、このような状況に陥らないために努力します。また、大綱の中には住民負担を求める内容もございますが、より経費の見直しに努めまして、住民の皆さんにも納得していただけるような行政運営を進めなければならないと考えています。

財政調整基金は、一般会計に対して繰入して使用できる、家庭で言えば預金のようなものですが、これが19年度末見込で6億6,400万程度です。その他、公共施設建設基金、地域福祉基金、土地開発基金など、それぞれの目的に応じた基金も合わせると19億5千万円程度となります。

第4次行革の実施計画において、都市計画税の導入など住民負担を強いるような取組もございますが、年度別の取組と効果見込の欄で、平成20~24年度の単年度ごとの効果見込額の合計を出しており、また大項目ごとに合計額も算出しております。このような財政基盤の強化における住民負担を強いるような項目等も含めて、行革の取組を実施しない場合に、財政シミュレーションの収支の差引額としてあらわしている額の収支不足が出ることになります。

新たな住民負担を強いることなく、財政調整基金の取り崩しや通常に行革を進めながら、総合計画の実施計画において今後予定されている学校関係の整備や庁舎建設なども同時に進めていくこととなりますと、財政シミュレーションで示されるように町財政が逼迫し、それぞれ目的ごとに設置された基金を一般会計の中で使わざるを得ないような状況になってしまいます。

このような状況ですから、第4次行革大綱において、実際に実施できるかどうか別として、法人税の制限税率の適用や都市計画税の導入など、実施するとなればかなり厳しい項目もありますが、項目としては考えていかなければなりません。ただし、この実施という表現には、検討した結果実施できない場合も含まれます。

森澤委員

基金全部で19億となるのですね。それぞれの目的に応じた基金を目的以外のもの、つまり一般会計に繰り入れることが可能ですか。予測される年2億4千万円の収支不足が事務改善など一般的な行革だけで補えるのかどうか。都市計画税や先に値上げされた水道料金のように住民負担を増やすことを前提として考えなければならないのですか。地方交付税なども減るとのことですが、その減収分は把握できないで

すか。

事務局

地方交付税がどれくらい減るかにつきましては、数字的につかみにくい状況ですが、歳入的には非常に厳しくなっていくことが予測されます。事務改善などの経費を削減する行政改革を行い、財政調整基金を取り崩していく中で、最終的には住民負担を本格的に考えざるを得ないと考えます。

森澤委員

できるだけ住民負担を強いることは避けてほしいと思います。

第3次の行革で出てきた効果額と同じように、第4次行革で効果を出すことは難しいと思いますが、今回の行革で特に大きな効果が見込める項目はありますか。

事務局

第3次行革では、人件費の削減や補助金の一律カットにより大きな効果額を得ている中で、現状として、職員数もぎりぎりなところまでできています。このように削減できるものは既に実施したうえで第4次行革の策定をしていますので、通常に行革による見直しだけでは収支不足見込額を補っていけるとは考えにくく、法律の許される範囲内において都市計画税の賦課や固定資産税の超過課税等を検討の視野に入れていきたいと考えています。

当然、それら住民負担を求める項目を実際に実施する場合におきましては、実施しなければならない理由などを、それぞれ個々の項目において説明してご理解を求めて実施していくということになります。

伊藤道委員

実施計画の中の効果見込において20年度が約4千万円で24年度は約6億と10倍以上に上がっていますが、最初からもっと絞っていかないと息切れするのではないですか。

また、20年度から24年度までの効果見込額を足すと20億ぐらいになり、年間80億の予算だと5年で必要額400億に対して20億節減する計画となっています。全体の財政状況からすると400億に対して5%であるが、今後の見通しと含めてこれでよいのかどうか。基金を取り崩せばいいという考え方もありますが、健全財政を考えるのであれば、出と入を基本として考えていく必要があると思います。

それから、財政シミュレーションの収支不足の見込額について、23年度のマイナスが大きく増えている要因をお聞きしたい。

また、民間委託の指定管理者制度については、すでに何年度までにしなければならないという届出が必要だったのではないですか。

事務局

20年度の効果見込額が少なく、後になるほど大きく増えていますのは、都市計画税の導入や固定資産税の超過課税が22年度から実施という計画になっているため、22年度以降の額が大きくなっています。当然、これらにつきましては、検討を行った結果、実施しないと

いう場合も含まれますので、若干、上乘せしたかたちで効果見込額を出しております。このように負担を求めるようなことにつきましては、高い税金を払っていただき高いサービスを受けられるのか、税金を抑えてサービスの一部切捨てなども容認していただくのかということで、住民の皆さんに町行政の方向性を確認していただく必要があります。今回の第4次行革大綱におきましては、現在のサービス水準を維持しつつ、今後必要であろう学校や庁舎の整備を行うことを前提としていますので、税等の住民負担を求める内容での効果額の算定となっております。

財政シミュレーションにおける23年度の落ち込みにつきましては、この時期に起債償還のピークを迎えることなどがその要因です。

指定管理者制度の届出につきましては、法律施行前から管理委託している施設については、施行後3年以内に指定管理者制度に移行しなければならないという決まりはございましたが、届出につきましては法律上の制約はございません。

富岡委員

今回の諮問ですが、高い負担で高い行政サービスを受けるか、負担を抑制してサービスを切り捨てるか、ということに言い尽くされ、第3次行革で贅肉をそぎ落としたうえで、それ以上やるかどうかという判断になると思うが、この問題が委員の職分の範囲なのかどうか疑問です。

私は教育委員をしていますので、教育分野に関することになりますが、これからの財政需要として、町民体育館は老朽化が激しく建て替えも含めて検討すべきでしょうし、図書館は蔵書の許容範囲が超えつつあり、また移動図書館の車も廃止され、現在、普通の車で業務を行っている状態です。また、各学校の改築については、国県等の補助もあります。今日・明日ということはありませんが、このまま傷んだ状態でいくのかどうか、必要額や、せめて行革の実施計画に上がっている項目だけでも、例えば、民間委託の指定管理者制度では内容はどのようにするのかなど、具体的に踏み込んでいかないと、我々に検討しろと言われても困ります。

町行財政を運営する上で、歳入は現行のままというのは理解できますが、歳出の方が現行のままというのは理解しにくいと思います。何も教育分野だけでなく庁舎なども以前から建て替えの話が出ていてそのままですが、その辺まで踏み込んで議論しないと必要な額が出てこないと思います。財政がこのままの状況で進めば、新しいことは何もできません。極論をすれば、町民にこの問題を、もちろん実施計画の81項目を個々にということではありませんが、投げかけてもいいと

思います。

今までの内容を、一切合財承知のうえで、現行でそぎ落とす贅肉があるのならば、役場内部で検討した結果を審議してほしいということであれば、割り切って審議をします。

実施計画 81 項目の個々の説明は時間の制約もあってされませんが、効果額の計上されている項目だけでも説明してほしい。

上田委員

年間約 2 億 4 千万円の収支不足が予想される中で、この計画は、結論として事務改善の効果額はわずかであり、大きな効果が見込める項目は、財政基盤の強化と職員の人数しかありません。職員の人数にしても、正職員の人数を減らしても嘱託職員や期間限定のアルバイトを増やすなど、人件費の総額を抑制しない限り意味はありません。

事務局

財政シミュレーションの収支不足 2 億 4 千万円というのは、現行の行政水準を維持し、総合計画における実施計画の事業を実施することを前提としている歳出の決算見込額であり、一方歳入は、三位一体改革による地方交付税等の減額などを反映した見込みです。もちろん総合計画実施計画の事業見直しなどを行っていけば、2 億 4 千万円の収支不足を減らすことは可能だと考えます。

効果見込につきましてはご指摘のとおり、財政基盤の強化の自主財源の確保の分野に偏っておりますが、特に大きな額が上がっている項目についてご説明申し上げます。

27 番の「町有財産の有効活用」の 6,700 万円ですが、これは遊休土地として保有しています、旧斑鳩保育所跡地等の売却を 21 年度に見込んでいます。

28 番の「法人町民税の制限税率の適用」につきましては、21 年度に実施として効果見込額を計上しています。いろいろと議論があるかと思いますが、現在、兵庫県で法人県民税について制限税率を適用されていますので、本町においても検討項目としてあげております。この項目につきましても、法人のご理解・ご協力がなければ実施できませんので、現在項目としてあげておりますが、協議が整わず実施できない場合も考えられます。

29 番の「都市計画税等の導入」につきましては、中・西播磨管内の近隣市町で賦課していないのは、太子町と佐用町、福崎町の 3 町だけです。検討を進める項目としています。22 年度実施といたしまして、今の固定資産税の額に 0.3% 乗じた額を上乗せすることで見込額を算出しています。

32 番の「町税の滞納金の整理強化」につきましては、現在、収税

管理室を設置して滞納金の減少に努めていますが、なお、いっそう滞納金の徴収率を上げることが目標として、効果額を計上しています。

44 番の「下水道使用料の見直し」につきましては、下水道会計の収支不足を一般会計からの繰入金で賄っている状況ですので、検討課題として取り上げ、使用料の額を近隣の姫路市並みに引き上げた場合の額を効果見込額として 2,800 万円程度計上しております。

76 番の「職員数の見直し」につきましては、正規職員数の削減によるマイナスを、嘱託職員やアルバイト職員の採用によるプラスで、人件費の削減にはなっていないのではないかとのご指摘もございましたが、そのような全ての面を踏まえたうえでの効果見込額として算出しております。額が後になるほど大きくなりますのは、18 年度決算額と比較しますので、後年度になるほど職員数が少なくなってくるためでございます。以上が大きな効果額を見込んでいる項目の説明となります。

最大限の効果額を見込んでおりますが、実際の実施にあたっては、さまざまなハードルがございます。第 3 次行革におきましても 19 年度末までに達成できない見込みのため、第 4 次行革で引き続き取り組むこととして盛り込んだ項目、特に住民負担をかけるような項目がございます。そのことなども踏まえ、計画上は大きな効果見込額となっておりますが、この項目のうち何パーセント達成できるのかは、今後の財政状況や太子町を取り巻く環境などによっても決まってくると思っております。

会 長 大綱の意見を求めていましたが、もう実施計画の意見にも入っていますね。それでは、一旦 10 分間ほど休憩します。

会 長 再開します。実施計画も含めてご意見をお願いします。

私から参考にお聞きしたいのですが、現在税金の未収金の総額はいくぐらいですか。

事 務 局 町税は 4 億ぐらい、国保税は 2 億ぐらいでトータル 6 億余りあります。

山本委員 徴収率はどれぐらいですか。

事 務 局 町民税は 90% を少し切っています。総額約 41~42 億の約 1 割の額が滞納金の累計額になります。

滞納整理につきましては、これまで滞納者に督促状を出してお願いするというかたちで行っておりましたが、平成 17 年度に収税管理室を設置してから、法的な差し押さえ等を実施して、徴収率は少し改善しております。本当に困っておられる方については適用しませんが、

預貯金があつて余裕があるのに納付されない方については、法律の制度を活用して、少し強硬にやっていく必要があるのではないかと考えております。

また、19年度には、兵庫県の専門職員に3ヶ月の間来ていただき、一緒に回収にまわるなど、そのノウハウを勉強してきました。

伊藤道委員

民間委託の指定管理者制度は、第4次行革の大きな柱だと思いますが、過去にニューヨークで大停電がおこった例などを見ても、民間委託するとしても、町がしっかりと指揮する必要があると思いますので、その委託の方法等についても、十分検討していただきたい。

他の自治体でも指定管理者制度を導入されており、制度化される前からよく研究されていることもあつて、受託者は東京資本の企業や大企業の系列会社が多いのですが、地元のお金を地元で回せるように工夫していただきたいと思います。

自治体の職員数をこれ以上減らすということは、仕事を減らさなければならなくなりますので、指定管理者制度を導入するのであれば、団塊の世代の方が、ちょうど今年ぐらいから退職していけますので、その過程と併せて具体的に考えていただきたい。

事務局

第4次の行革項目である「行政パートナー制度の導入」において、団塊の世代の定年退職等も見据えて、多くの地域住民の皆さんと協働した形で、行政をサポートしていただくボランティア活動の推進を盛り込んでおりますが、今のご意見を踏まえまして、さらに実施できるように、大綱等に反映していきたいと思つています。

上田委員

71番の「体育施設の整理統合」についてですが、移転費用はいくらぐらいかかるのですか。また、財政シミュレーションに含まれているのですか。

事務局

シミュレーションには入っていません。

本来、総合公園には認可された計画において、設置される体育施設等が決まっているのですが、財政的な問題もあり、施設整備が遅延しております。そのような中で、体育館の老朽化、耐震等の問題も出てきておりますので、今の場所で建て替えるのか、総合公園に集約したほうがいいのかを検討していきたいという内容で、費用の問題ではなく、行革課題としてあげさせていただいた項目です。

上田委員

この5年間は移転しなくても大丈夫ということですか。

事務局

今後5年間に建て替えするという計画はありません。総合公園については、再評価等を行つておりますので、その中で、体育館も建て替えするかどうかということですが。

富岡委員

税以外の負担金、使用料とかの問題ですけれども、2～3年前まで

はなかったのですが、本町においても給食費の滞納が増えてきました。

教育委員会で一定の方策が論議されていますが、未収額が限度を超えないうちに、学校や教育委員会だけでなく、他の未収金処理と併せて町全体で考えないといけないと思います。

行革の会議の中でそのような意見は出ましたか。

事務局

未収金の問題につきましては、現在、それぞれの担当で対応していますが、税、使用料等の未収金が発生しているものについて、どのような対応をすればよいか、という課題が出ました。

それにつきましては、組織の見直しの中で、滞納整理を一つの課にまとめて行う案なども出てきましたので、今後どういう形がいいのかを検討していきたいと思います。

ただ、未収金の中には強制執行できるものもあれば、強制執行がなじまないものもあり、同様に取り扱いえない場合もございますので、そのあたりも含めて、検討していきたいと考えています。

森澤委員

共同で滞納対策事務を行っている市町はありますか。

事務局

他の都道府県では、県と市町が滞納金を1箇所を集めて、広域連合のような形で対応してところはあります。

森澤委員

今までは、町内で強制執行を行うことを遠慮して、やりにくかった部分もあると思いますが、そのために時効を迎えて、不納欠損となったものもあると思います。そうなるまでに、公平に強制執行を行おうとすれば、広域で共同実施も検討してはどうかと思います。

民間委託の項目が多くありますが、計画期間中に、具体的に職員数がどれくらい減りますか。

事務局

最終的には平成26年4月までに、退職者と新規採用を含めて40人削減することとしています。民間委託が進みませんと職員数は減りませんので、当然、目標値に届かなくなります。

今現在の計画値ですと211人となりますが、実際は希望退職等で199人まで進んでおり、アルバイトやシルバー人材センターからの派遣などの形態で補充するなどしております。

森澤委員

現在、完全に民間委託している施設等はありませんか。

事務局

部分的にですが、19年度から給食センターの配送委託を、20年度からは調理及び配送の委託を実施します。

山本委員

民間委託することによるサービス向上又は低下について、検証されていますか。

事務局

行政サービス水準は下げないで、経費を下げないと、民間委託するメリットはありませんので、そのことを前提として、民間委託を検討

することとしています。

民間委託するほうが、企業性が出てよい場合もあります。例えば、ゴミの収集業務、警備委託、用務員の委託などがそうです。

施設そのものにつきましては、一部業務委託はあります。指定管理者制度では、原の集会所、公設民営の石海保育所の2件があります。

山本委員 実施計画の効果見込額の積算につきましては、最大か最少か、どの程度で算出されたものですか。それによってシミュレーションも変わってくると思います。

事務局 都市計画税などは、町のシステムでは算出しにくいので、合併協議の時の数字を使っております。都市計画税を賦課する境界付近の対象につきましても、帳面上で算出した数字です。

また、財政シミュレーションには、この行革の実施計画は反映しておりません。もし行革をしなかったらどうなるかということを示したものです。

伊藤道委員 財政シミュレーションを見ると、住民負担を掛けざるを得ない状況になってきていますので、はっきりと住民の皆さんに、財政状況を示して理解していただきたいと思います。

また、町の財政状況を理解していただくためにも、前提条件やこの1～2年間に起こりうる問題点などを列記して、この財政シミュレーションの表で説明できるように、整理されてはいかがでしょうか。

事務局 これまで、町の予算・決算を公表してきていますが、今後は、将来にわたっての財政状況を公表するようになっていきます。行革の実施計画にも「財政状況の公表」という取組をあげていますが、その取組項目の中で町の台所事情を、町民の皆さんに知っていただいて、政策の取捨選択をしていただけるように、努力していきたいと思っております。

伊藤道委員 一般会計のものと連結決算のものと2種類必要じゃないですか。

事務局 公会計制度の導入ということで、一般会計と特別会計の担当者が、現在、県が指導される研修会に参加しており、20年度決算分から公表する予定となっています。

富岡委員 大綱5番の(3)に、人事評価制度の導入とありますが、現在、具体的に制度化されたものはないのですか。

事務局 現在、管理職及び一般職において実施しており、管理職は本格実施、一般職は試行段階です。また、今までの評価制度と考え方が変わっております。人材育成、能力開発などを目的に取り組みをはじめております。

会長 他にご意見はございませんか。

実施計画につきましても81項目もありますので、次回までに勉強

していただき、ご意見をお願いします。

本日はこれで審議を終了したいと思います。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成 20 年 1 月 30 日

署名委員

富岡敏明

上田裕彦